

「裁判外における紛争処理制度（ADR）に関する基本的な法制」のイメージ （検討用素材）

本イメージは、議論の収斂を図っていくための素材として、これまでの検討会の議論やこの夏に実施した意見募集の結果などを総合的に勘案して、現実論として考えられるADRに関する基本的な法制の体系的イメージを示したものである。

わが国におけるADRは、一部のものを除き歴史も浅く、また、これまでADRを巡る議論の蓄積も必ずしも十分ではなかったといえる。このように、わが国におけるADRは、いわば発展途上の段階にあり、その評価についても、その将来性に着目し、できる限りその自主性、多様性を生かすべきという考え方がある一方で、不適切に利用された場合には弊害も多いのではないかというような懐疑的な考え方も少なくなく、現時点では国民の間にも必ずしも明確なコンセンサスがないうちにある。

こうしたことから、本イメージは、総合的なADRの制度基盤の整備に向けた、まずは第一歩として、基本的には

ADRの健全な発展を図るために必要と考えられる特別の法的効果の付与や規制の緩和について、積極的に検討するとともに、これらに伴う最低限の適格性の要件を確保するためのものを除き、新たな規制的な措置の導入については慎重に考える。

他方、現時点では国民の間に導入について不安感がある措置や、現行制度との整合性が図りがたい措置の導入については慎重を期し、場合によっては将来の検討課題とした上で、当面法的措置以外の改善策を積極的に検討する。

というスタンスをとっている。

なお、本イメージで想定している法的措置については、民法をはじめとした現行法制との整合性が確保されなければならないものも含まれており、これらについては今後ともこうした観点から十分慎重な検討が行われるべきである（こうした検討の結果によっては所要の変更が必要となることもありうる。）。

以上より、本イメージは、現時点で他の選択肢を完全に否定するものではない。

・立法目的（基本的な法制の枠組み）

ADR（司法型、行政型を含む。）の健全な発展を図ることによって、民事上の紛争の解決方法を選択する機会の拡充を図ることを目的とし、そのために、ADRに関する基本理念や国等の責務を定めるとともに、ADR（司法型を除く。）の利便性・実効性を確保するための各種特例措置を講ずる。

（注）相談（一方当事者に対する紛争解決のための助言、一方当事者の主張の他方当事者への取次ぎにとどまるもの）については、具体的措置の対象とはしない。

・ 総則（基本的事項 / 一般的事項）

1 . 基本理念

A D R^{（注）}は、その健全な発展が図られることによって、裁判とともに、多様かつ広範な国民の要請に応えて民事上の紛争の解決方法を選択する機会の拡充を図る上で重要な役割を担うことが期待されるものであることにかんがみ、国、地方公共団体、A D R 提供者その他の関係者の緊密な連携の下に、その利便性、実効性及び信頼性の確保が図られなければならない旨の基本理念規定を置く。

（注）A D R と密接な関連を有する相談の重要性について言及することについても更に検討する。

2 . 国の責務等

（1）国、地方公共団体の責務等

国は、基本理念にのっとり、A D R の健全な発展に関する施策を策定・実施する責務を有し、また、A D R に関する国民の理解を深めるための施策等を講ずべき旨の規定を置く。

また、地方公共団体についても、一定の責務を有する旨の規定を置く。

（2）A D R 提供者等の責務

A D R 提供者や主宰者は、一定の努力義務（公正な手続運営の確保、利用者への情報提供、質の高いA D R の担い手の確保^{（注）}）を負う旨の規定を置く。

（注）「一般的事項」のうち、意見募集において努力義務として提示したもの（論点 10～12）を念頭に置く。

（3）国民の役割

今回は規定の整備を見送る。

（4）関係者の協力

国、地方公共団体、A D R 提供者その他の関係者は、A D R の健全な発展を図るため、相互に連携を図りながら協力すべき旨の規定を置く。

3 . A D R 提供者等の義務

一般的事項のうち意見募集において民事上の義務として提示したもの（論点 13～15）については、守秘義務を除き、今回は規定の整備を見送る。

ただし、重要事項の説明義務については、責務規定に含めることを更に検討する。

・民法等の特例（特例的事項）

1．時効の中断（仲裁は対象外）

検討中

2．執行力の付与（仲裁は対象外）

将来の検討課題とし、当面は、関係者間の連携・協力を進めていく（ の2（4）も参照）一環として、既存制度の利用者の利便に資する方策を検討することとする。

3．調停前置主義の不適用（仲裁は対象外）

一定の調停前置事件（地代借賃増減請求事件、人事に関する訴訟事件のうち離婚及び離縁の事件並びに家庭に関する民事訴訟事件）であって、ADRにおける和解交渉によって和解が調う見込みがないとされたものについて訴訟が提起された場合において、そのADRが公正かつ適確に手続きが進められたものと認められるときは、受訴裁判所は、その裁量的判断により、事件を調停に付さないことができることを明確にする。

4．訴訟手続の中止（仲裁は対象外）

ADRによって紛争解決を図ることに合意している当事者から申立てがあった場合において、そのADRが公正かつ適確に手続きが進められるものと認められるときは、受訴裁判所は、その裁量的判断により、一定期間、訴訟手続を中止することができる旨の規定を置く。

5．裁判所によるADRの利用の勧奨

将来の検討課題とする。ただし、関係者間の連携・協力を進めていく（ の2（4）も参照）一環として、裁判所・ADR提供者間の連携についても検討することとする。

6．ADRに係る法律扶助制度の見直し

将来の検討課題とし、当面は既存制度の利用者の利便に資する方策を検討することとする。

7. 非弁護士によるADR関係の法律事務の取扱い（仲裁を含む。）

（1）主宰

弁護士と共同し、又は弁護士の助言を得て、ADR主宰に係る一定の法律事務を行う場合には、弁護士法72条を適用しない旨の規定を置く^{（注）}。

（注）検討に当たっては、

ADR主宰に係る法律事務のうち、

a) 仲裁について、仲裁法により仲裁人の職務遂行の公正性や仲裁判断の法的公正性は確保されるとの考え方もあること、さらに、仲裁人の資格を弁護士に限定しないのが国際慣行との指摘もあること等

b) 和解あっせんについて、必ずしも手続の全過程を通じて弁護士の関与を求めなくとも、当事者利益の保護や法律秩序の維持を確保し得るとの考え方もあること等

を踏まえ、弁護士の関与を必要とする行為の範囲を更に検討する。

また、主宰者となることができる者について一定の要件を設けることについても更に検討する。

なお、高度の法律知識を有すると認められる資格保有者がADR主宰を行う場合における弁護士の関与を必要とする行為の範囲については、個別的に検討する。

（2）代理

必要性と相当性を踏まえて個別法で措置することについて、検討する。

・調停手続法（調停手続法的事項）

調停から仲裁等への移行に関する手続ルール、調停手続一般法ともに、将来の検討課題とする。